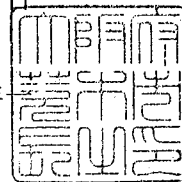


令和 8 年 6 月 29 日

茨木市長 福岡 洋



参加意思確認公募手続について

1 公募の趣旨及び目的

本案件は、阪急茨木北口駐車場における低濃度 PCB 廃棄物の処分業務委託について、仕様書記載の内容での取扱いが可能であることなどを理由として、特定者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加申請書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても下記 5 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合若しくは、応募要件を満たすと認められる者が全て辞退した場合は、特定者との随意契約の手続きに移行する。

なお、下記 5 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合（辞退を除く）は、入札を実施する予定である。

2 業務委託の概要

(1) 件名

阪急茨木北口駐車場低濃度 PCB 廃棄物処分業務委託

(2) 業務概要

ア 目的

本業務は、阪急茨木北口駐車場（茨木市永代町）において発生した低濃度 PCB 廃棄物を適切に処理することを目的とし、収集運搬、最終処分までの作業を一括して実施するものである。

イ 対象物

低濃度 PCB 廃棄物：地下ピット底盤コンクリート
濃度：0.5mg/kg 以上 5,000mg/kg 以下（想定）

※発注時は低濃度 PCB 廃棄物（想定）とするが、8月上旬（地下ピット内に残存する汚染土壌の搬出後）に実施する濃度調査の分析結果により、収集運搬作業及び処分費を変更協議の対象とする。

重量：80t（想定）別図参照 比重：2.3t/m³

※分析結果により、対象物の数量に大幅な増減が生じる可能性があることから、実績に応じて、収集運搬作業及び処分費を変更協議の対象とする。

ウ 詰込・積込作業

破碎された地下ピット底盤コンクリート及び鉄筋を専用容器に詰込み、運搬車両へ積み込む。

※詰込み作業は、地下ピット内で行うこととする。

エ 運搬作業

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」その他関係法令に準拠し、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を有する者により、排出事業所である阪急茨木北口駐車場から処分地までの収集運搬を行う。

・漏洩防止シート等により漏洩対策を行う。

オ 処分先搬入作業

処分先での搬入作業にあたり、運搬管理者により作業員への指示、搬入補助等を行う。搬入回数は、15回を想定しているが、実数に応じて変更協議の対象とする。

カ 輸送容器損料等

破碎されたコンクリート及び鉄筋を詰込む専用容器の損料等（フレコンバック、鉄箱等）

キ 安全・汚染対策費

・法定緊急用品

PCB 廃棄物の運搬中に、PCB が漏洩した場合に備えて回収用工具や立入禁止措置用品等を携行すること。

・運搬計画書作成

運搬経路について、事前に監督員と協議し、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づく運搬基準に遵守し、運搬計画書を作成すること。

・養生費

仮置き場等にブルーシート等を敷き、養生を行う。

・建設機械等洗浄

汚染物搬出時に、全ての建設機械及び資機材の洗浄を行う。

ク 処分業務

特別管理産業廃棄物処分業許可を有する者により、低濃度 PCB 廃棄物を処分する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年11月30日

4 特定者の商号又は名称及び所在地

オオノ開発株式会社

愛媛県松山市北梅本町甲 184 番地

5 応募要件

参加申請書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 公告の日において茨木市の物品等の入札参加資格審査申請書を提出し、茨木市物品等入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間が、茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）若しくは茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止または、茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更正計画又は再生計画の認可決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (5) 特別管理産業廃棄物処分業許可を有すること。
- (6) 大阪府内に営業所を有すること。
- (7) 仕様書に記載する業務の実施が契約期間で可能であること。
- (8) その他仕様書に定める事項が確実に履行可能であること。

6 参加申請手続等

本案件の業務委託を希望する方は、以下のとおり参加申請等を行うこと。

(1) 提出書類

参加申請書（別添、本市様式）

(2) 参加申請書等の提出期間

令和 8 年 6 月 29 日から令和 8 年 7 月 7 日

（土日、祝日を除く各日午前 9 時から午後 5 時まで）

ア 提出場所

茨木市建設部交通政策課（市役所南館 4 階）

イ 質疑期間及び方法

令和 8 年 7 月 1 日午後 3 時までに電子メールで下記の交通政策課メールアドレスまで送信すること。（必着）

メールアドレス：kotsuseisaku@city.ibaraki.lg.jp

ウ 質疑回答期限

令和8年7月3日午後3時までに茨木市ホームページ、交通政策課のページに回答を掲載

(3) 参加申請書等の提出方法

参加申請書に必要な事項を記入し、実施に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに交通政策課（市役所南館4階）に直接持参すること。

7 その他

- (1) 参加申請書が提出期限までに到達しなかった場合は、当該参加申請を無効とする。
- (2) 参加申請書を提出した者に対して、提出期限から10日以内に審査結果を書面で通知する。
- (3) 上記の審査の結果、本案件の業務の実施に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（土日、祝日を除く）に、書面により、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
- (4) 上記5の応募要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者と随意契約手続きに移行する。
- (5) 上記5の応募要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該応募者による競争入札とする。
- (6) 予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該入札を中止する場合がある。

8 問合せ先

茨木市建設部交通政策課

担当者：野村

電話：072-647-2916（直通）

E-mail：kotsuseisaku@city.ibaraki.lg.jp